

令和6年度 第3回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時 令和7年2月17日（月曜日）
14時00分～15時20分

場 所 江別市民会館37号

出席委員数 20名

出席：井川 達也、五十嵐 友紀子、忍 美佳、菊本 美知子、工藤 祐三、
小高 久子、小町 通洋、酒谷 由美子、相馬 尚子、田尾 和夫、高垣 智、
那須 崇、廣橋 賢、藤岡 章一、藤田 政典、松村 昭二、村山 昭二、
森谷 良雄、八巻 貴穂、米内山 陽子

欠席：大澤 真平、今野 渉、東 則子、義平 大樹

事務局	健康福祉部長	岩渕 淑仁	子ども家庭部長	金子 武史
	健康福祉部次長	四條 省人	健康推進室長	及川 正男
	子ども家庭部次長	深見 豪	障がい福祉課長	鈴木 知幸
	介護保険課長	星野 崇志	子ども育成課長	浅木 義博
	子育て支援課主査	小林 直子	管理課長	元木 大輔
	管理課総務係長	高松 裕貴子	管理課総務係主査	磯野 智宏
	管理課総務係	寺前 和哉		

アドバイザー

江別市社会福祉協議会事務局長	佐藤 貴史
江別市社会福祉協議会事務局次長	川口 圭太
江別市社会福祉協議会参事	堀込 岳満

傍聴者 1名

議 事

（1）報告事項

- ア 令和7年度予算案の概要について
- イ 第4期江別市地域福祉計画の進捗状況について
- ウ 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- エ 待機児童解消対策について

（2）審議事項

- ア 第5期江別市地域福祉計画の策定について

工藤会長

これより「令和6年度 第3回 江別市社会福祉審議会」を開会いたします。

元木管理課長

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は24名の委員中19名の方にご出席いただいておりますこと、江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席しておりますことから、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。※委員1名14:05入室により20名の出席次に、開会にあたりまして、江別市健康福祉部長の岩渕からご挨拶を申し上げます。

(部長挨拶)

元木管理課長

それでは議事に入ります前に、本日の資料を確認いたします。

(資料確認)

次に、以降の議事を進めていくにあたりましてお願いしたいことがございます。

各種審議会の議事録及び資料につきましては、市のホームページ上で公開することとなり、この審議会においても同様の取扱いといたしますのでご了承ください。

また、議事録につきましては、事務局において発言者の発言趣旨を踏まえて要約して取りまとめ、その後、確認のため皆様にお送りし、必要に応じて修正した上で公開させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、工藤会長、藤田副会長をお願いいたします。

工藤会長

議事に入ります前に、傍聴についてですが、本審議会は江別市市民参加条例に基づき公開の対象となります。

本日、傍聴者が1名いらっしゃいますので、入室を許可しますことを報告します。

(傍聴者入室)

工藤会長

それでは、「次第3議事(1)報告事項」に移ります。

本日は、「次第3議事(1)報告事項ア」は、私が、「報告事項イ」から「審議事項」までは副会長が進行いたします。

それでは、「ア 令和7年度予算案の概要について」事務局から説明をお願いします。

四條健康福祉部次長

「令和7年度予算案の概要について」、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

資料1は、「絵で見るえべつ江別市予算案」のうち、政策3「福祉・保健・医療」及び政策6「子育て・教育」を抜粋したものであります。

本日は、このうち、主に新規事業及び拡大事業について、報告させていただきます。

なお、「子育て・教育」には、教育委員会所管の事業も含まれておりますが、本審議会の所管外となりますので、予めご了承ください。

資料1の1ページ「令和7年度予算の全体像」をご覧ください。

「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」2年目に当たる令和7年度予算では、引き続き、中央に記載されている将来都市像「幸せが未来へつづくまち えべつ」の実現に向け、5つのまちづくりの基本理念に基づき各政策を進めてまいります。

それでは、健康福祉部所管事業等について、ご報告いたします。

2ページをご覧ください。

1段目左の「健康都市推進事業」では、「健康都市宣言」に基づき健康意識の向上を図るため、これまでの取組に加え、各種イベント等において、野菜摂取レベル測定器を活用し、さらなる健康保持・増進に向けた啓発に努めてまいります。

4段目左の「高齢者等社会参加促進バス助成事業」は、高齢者、障がい者等の生きがいづくりや社会参加等の活動を支援するため、昨今の貸切バス料金高騰への対応として、バスの借上料助成額の上限を引き上げます。

5段目右の「高齢者保健・介護予防一体的実施推進事業」では、健診データ等がなく健康状態が不明な高齢者の確認について、本年度の実施状況に鑑み、対象年齢を拡大するものです。

3ページをご覧ください。

1段目左の新規事業「就労相談窓口の集約化事業」は、生活や就労に関する4つの相談窓口を1か所に集約することで、運営の効率化や窓口の連携強化を図り、市民の利便性の向上を図るものです

その隣の新規事業「骨髄ドナー助成事業」は、骨髄等を提供した市民に対し、補助金を交付するものです。

3段目右の「介護保険認定業務システム導入事業」では、今年度認定調査システムを導入したことに続き、認定審査会システムを導入し、オンラインで審査会を開催できる環境を整備することにより、速やかなサービス提供と今後増加が見込まれる介護認定業務の効率化を図るものです。

4段目左の「介護人材確保定着支援事業」では、これまでの事業の在り方を見直し、市内介護事業所に対し、人材確保やICT化支援のための補助を新設することにより、介護サービス供給体制の確保を図るものです。

健康福祉部の令和7年度予算案の概要については、以上であります。

深見子ども家庭部次長

続きまして、私から、令和7年度の子ども家庭部が所管する事業の予算案のうち、新規事業及び拡大事業についてご報告いたします。

資料1の4ページ「政策6 子育て・教育」をご覧ください。

1段目右の「民間保育施設運営費補助金」は、快適な保育環境の提供のため、市内の民間保育施設の運営に係る費用の一部を助成するものであります。

令和7年度は、保育士や調理員等の加配に対する補助の他、障がい児保育の需要増加を受け、民間保育施設での障がい児の受け入れ体制をさらに支援するため、障がい児保育に必要となる保育士の体制整備等に係る補助を実施いたします。

2段目右の「民間社会福祉施設整備費補助」は、快適な保育環境の整備等を促進するため、民間事業者が行う教育・保育施設の整備に対し補助を行うものであります。

令和7年度は、性被害防止対策として、パーテーションや防犯カメラ等の設置に係る補助及び外国人の子どもの保護者とのやりとりにおける通訳や翻訳のための機器購入等に係る補助を、新たに実施いたします。

3段目左の新規事業「子どもの居場所づくり支援事業」は、子ども食堂等を運営する団体に対し、活動に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもが安心して過ごせ、地域全体で子どもたちを見守る環境の充実に努めようとするものであります。

3段目右の新規事業「子ども発達支援センター給付費等管理システム導入事業」は、従来、紙媒体で管理してきた通所支援・相談支援業務をデジタル化し、支援記録の作成や自立支援給付費の請求事務等における業務効率化を図るものであります。

5ページをご覧ください。

3段目左の「放課後児童クラブ運営費補助金」では、新たに開設する3か所の民間放課後児童クラブを含め、計27か所の民間放課後児童クラブに対し、運営に係る費用の一部を助成することで、市内の放課後児童健全育成の充実に努めるものであります。

令和7年度、子ども家庭部が所管する事業の予算案の概要についての報告は、以上であります。

工藤会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問はありませんか。

忍委員

資料3の95ページのNo.26に「計画期間内における社会情勢や市の財政状況などを踏まえながら毎年の予算編成などにおいて検討する」と書かれていますが、何のために、確定している令和7年度予算をここで報告するのか、お聞かせいただきたいです。

本来であれば、予算作成時期の9月から10月に報告いただき、質問や意見を参考にさせていただく流れかと思いますが、今の時期に報告いただくということは、令和8年度

の予算に少しは参考にしていただけるということでしょうか。

以上2点について簡潔にお答えいただければと思います。

元木管理課長

予算の作成時期については9月から10月で間違いありませんが、実際の作成の流れとしては、所管課で予算要求をして、査定された結果、全体像が決まった上で皆様にご報告させていただいております。

実際に各所管課にて予算を作成し、査定される内容は多くありまして、要求段階で皆様にお示しするというのは難しいことから、ある程度まとまった段階で、例年この時期にご報告させていただいているというところです。

2点目のご質問の「令和8年度予算から反映されるのか」につきましては、そのための本審議会でございまして、審議会の中で各計画や内容に意見をいただき、それらを加味して各計画や予算への反映を検討するというところでございます。

忍委員

承知しました。ありがとうございます。

工藤会長

他にご意見、ご質問などありますでしょうか。

(なしの声)

工藤会長

それでは、次の報告事項から副会長に代わって進行いただきますのでご了承ください。

藤田副会長

以降につきまして、会長に代わって進めさせていただきます。

報告事項「イ 第4期江別市地域福祉計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

磯野管理課主査

第4期地域福祉計画の進捗状況についてご報告いたします。

資料2をご覧ください。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進に関して策定しているものであり、今年度は第5期の計画策定について本審議会でご審議いただいておりますが、計画の進捗状況についても本審議会でも毎年ご報告しております。

今回は、第4期計画の4年次目であります令和5年度の評価結果について、ご報告させていただきます。

9ページをご覧ください。

この資料は、江別市地域福祉計画において策定している「基本目標」、「基本施策」、「主要施策」の体系に沿って、評価結果を数値で示した資料となっております。

表の右側「主要施策」は、更に細かく約 180 の具体的な施策・事業に分かれており、それらの事業について、5 を「非常に評価できる」、4 を「かなり評価できる」、3 を「普通に評価できる」、2 を「少し評価できる」、1 を「ほとんど評価できない」として、各担当課等による 5 段階評価を行い、平均して数値化したものが右端の列にあります「主要施策評価 R 5」であり、令和 5 年度の数値となっております。

また、表の中央には、「主要施策評価」を「基本施策」ごとに平均した値を示しております。

全体の「総合評価」ですが、右上の欄にありますとおり、令和 5 年度は計画初年度と同じ「3.2」となり、概ね順調に計画が推移していることを表します。

3 つの「基本目標」につながる各「基本施策」の評価数値につきましても、ご覧のとおり、計画初年度からそれほど大きな変化はありません。

参考までに、右端の欄の「主要施策評価」の数値に変化のありました項目としまして、「基本施策 4」の「福祉を担う人材などの確保・育成」の「①担い手の掘り起こしの推進」につきましては、令和 4 年度の評価は「3.0」でしたが、今回は 0.2 ポイント上がり「3.2」となっております。

また、「基本施策 5」の「地域における福祉活動の推進」の「①自治会による地域福祉活動の推進づくり」につきましても、令和 4 年度の「3.2」という評価から、令和 5 年度は「3.3」に増加しております。

増加の主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響で控えていた活動等が、5 類感染症に移行したことで再開されたことなどがあげられます。

新型コロナウイルス感染症の影響で縮小してしまった地域のつながりを再び強めていくことが今後の課題となっております。

基本施策毎の主な取組につきましては、資料 1 ページから 8 ページに記載されておりますので、そちらは後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

報告は、以上でございます。

藤田副会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なしの声)

藤田副会長

続いて、「ウ 第 3 期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

深見子ども家庭部次長

それでは、「第 3 期江別市子ども・子育て支援事業計画」の策定について、ご報告いたします。

本件につきましては、去る 11 月 25 日開催の当審議会において、本計画（案）の冊子をお配りし、概要についてご説明、ご報告をしたところです。

今回は、「パブリックコメントの実施結果」及び「計画最終案」について、ご報告させていただきます。

別冊の「第 3 期江別市子ども・子育て支援事業計画」（案）の 88 ページをお開き願います。

本計画（案）につきましては、市民の皆さまから広くご意見をいただくことを目的に、12 月 9 日から 1 月 9 日までの間、パブリックコメントを実施し、18 名の方から計 51 件の意見がありました。

意見の反映状況については、その内容から大きく 5 つの区分に分けております。

「意見を受けて計画（案）に反映したもの」が 2 件、「計画（案）に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの」が 6 件、「計画（案）に反映していないが、今後の参考等とするもの」が 17 件、「計画（案）に取り入れなかったもの」が 1 件、「その他の意見」が 25 件となっております。

次に、資料の 89 ページをご覧ください。

ここから 100 ページまでは、ご意見の内容と市の考え方を記載しております。

ここでは、今回計画（案）に反映した 2 件についてご説明いたします。

まず、No.1 は、子どもの声を聴き、どのように伝えていくか支援する「子どもアドボケイト」を導入して、子どもの意見を吸い上げ、市の取り組みなどに意見を伝えていけるようなシステムがあると良いのではないか、というご意見です。

また、No.2 は、子どもが直接行政に声を届ける「目安箱」的な仕組みがあれば良いのではないか、というご意見です。

この 2 件については、今回の計画（案）の中に、新たに「基本姿勢」として位置付けた「子どもの権利の尊重」を実現していくための必要な考え方となりますので、計画（案）を修正したものです。

修正した箇所についてですが、同じ資料の 29 ページをお開き願います。

基本施策 1－3 の（2）子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進のところの下から 3 行目の部分以降となりますが、元々の計画（案）では、子どもの意見を反映する仕組みとして、子どもの意見を表明できる場の創出だけの記載となっておりますので、市民意見を踏まえて、子どもの声をまちづくりに届ける支援や届ける仕組みについても、加えて創出する内容に変更したものです。

具体的には、下から 3 行目に「まちづくりに」という言葉を追加し、下から 2 行目に「子どもの声を届ける支援や仕組み等」という言葉を追記しております。

計画（案）の修正点は、以上となります。

今後につきましては、去る 1 月 27 日開催の「江別市子ども・子育て会議」において内容等をご確認いただいておりますことから、最終的に字句等を精査の上、3 月中に計画を確定したいと考えております。

報告は、以上でございます。

藤田副会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

忍委員

資料3の20ページの課題3で「妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援の強化と児童虐待防止」、34ページの相談体制の充実・確保で「子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年度にこども家庭センターを設置」と書かれています。

本来、こども家庭センターは、妊産婦母子健康保健機能と子ども・児童福祉機能を一体的に運営するものだと思うのですが、江別市は施設の場所が別々のため、こども家庭センターに該当するのか疑問です。

例えば、家庭センター長はどちらにいらっしゃるのか、制度上では兼任可となつてはいるが本当に兼任で使命が果たせるのか。

また、統括支援員はどちらに置いているのか、その業務の範囲はセンター長と統括支援員両名とも2つにまたがるものですが、例えば、勤務は「2日間は保健センター、3日間は子育て支援課」のようになっているのかなど、2024年10月前後で特に変更になった点について、人員配置の変更点と事業の変更点に分けて具体的に教えていただきたいです。

特にこども家庭ソーシャルワーカーの設置は既にされているのか、されていないのであれば、今後の設置計画についてもお教えてください。

深見子ども家庭部次長

こども家庭センターについては、2024年10月から母子保健については保健センター、児童保健については子ども家庭部と別々に設置してありますが、それぞれ情報共有を行っていて、特に国等々の制度についても問題ないと認識しております。

忍委員

情報共有の方法は、インターネットですよ。

直接できるのですか。

深見子ども家庭部次長

直接それぞれの担当で情報を共有しております。

センター長は私が、統括指導員は子ども家庭部の担当参事があたっております。

内容は、サポートプランというものをそれぞれ作成して、様々なケースについて情報共有をより高めております。

忍委員

承知しました。ありがとうございます。

金子子ども家庭部長

補足します。

こども家庭ソーシャルワーカーを国が位置付けていて、こども家庭ソーシャルワーカーという資格を取得した職員は現状当市にはおりませんが、以前から子ども家庭支援員を社会福祉士や精神保健福祉士に限定して委嘱しておりますので、実質的にソーシャルワーカーが業務を担っているという状態のため、安心していただいてもいいかと思います。

また、連携に関してですが、国は連携型と一体型の2種類の形式を打ち出しています。

要するに1つの建物の中で一体的に行うケースの他に、施設は別々でもしっかりと連携した仕組みを持って行う連携型も許容されているということです。

当市はその連携型を採用していますので、国の示したガイドラインの通り実施していると認識していただければいいと思います。

藤田副会長

続いて、「エ 待機児童解消対策について」事務局から説明をお願いします。

浅木子ども育成課長

次に、「報告事項エ、待機児童解消対策について」ご説明いたします。

資料4をご覧ください。

まず「1 令和6年度 保育に係る待機児童の状況」であります。

第2期子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備等によって、令和2年度から令和6年度の5年間で、計510名分の定員を増加させたことで、令和4年度、令和5年度の各年度4月1日時点において、施設に空きがなくどこにも入園できないといった、いわゆる国定義の待機児童は解消されましたが、資料にございますとおり、令和6年4月1日時点においては、国定義の待機児童が、3歳児で9人発生したほか、特定園を希望するなどによる潜在的待機児童は113名、前年度比で27名増と、増加の傾向を示しているところであります。

また、10月1日現在では、0歳児の増加により合計で173名の待機児童が発生しており、令和5年度と比較して、18名増加しています。

待機児童が増加している主な要因ですが、育児休業が明ける0歳児と1歳児、女性の就労が増加している2歳児、地域型保育施設からの転園が発生する3歳児の保育ニーズの高まりによるものと考えております。

次に、この様な状況を受けて、「2 令和7年度に向けた保育提供体制の整備（予定）について」ですが、（1）のっぼろ幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に伴い、30名分の定員増を、（2）記載の認定こども園4園の定員の見直しによって、38名分の定員増を予定しており、合計68名分の定員を新たに確保する予定です。

引き続き、人口動態や保育ニーズの動向を適切に把握しつつ、必要な保育定員の確保に努めてまいります。

続いて「3 令和7年度に実施予定の保育士等人材確保対策」であります。人材の

確保及びその人材の本市への定着促進を図るため、引き続き、市内事業者を通し保育士等の奨学金返還支援や宿舍借上に対する支援を行うとともに、市内施設での就労を促進するため、子育て支援員研修や保育士等人材バンクの利用促進、保育士養成施設等への就職PRパンフレットの配布も継続して行う予定です。

また、資料にはございませんが、新たに保育所等における障がい児の受入に対する補助を創設し、保育士等の配置増を促すことで、負担の軽減につなげ、現場での働きやすい環境づくりを支援してまいります。

引き続き、子育て世代が安心して子どもを産み育てられ、子育てと就労の両立ができる環境づくりとともに、それを支える教育・保育施設が安定的・継続的に運営できる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

藤田副会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なしの声)

藤田副会長

それでは次の議題に移ります。

(2) 審議事項「ア 第5期江別市地域福祉計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

磯野管理課主査

それでは、第5期江別市地域福祉計画案についてご説明いたします。

資料5をご覧ください。

前回の本審議会で審議いただいた計画案について、ご指摘いただいた記載漏れ等の軽微な修正をした上でパブリックコメントを実施し、その結果について掲載したものがこちらになります。

結果については、後段の資料編の「6 江別市地域福祉計画(案)に関する市民意見」として掲載しておりますので、72ページをご覧ください。

昨年12月9日から今年1月9日までパブリックコメントを実施しました。

市のホームページの他に、市役所窓口、市内の公民館や地区センターなど14か所で配布し、4名の方から8件のご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する考え方は、市の他の計画等における区分に倣い、アルファベットのAからEまでの5つの区分に従って分類しております。

Aは、「意見を受けて案に反映したもの」、Bは、「案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの」、Cは、「案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの」、Dは、「案に取り入れなかったもの」、Eは、「その他の意見」で区分しております。

それでは、73 ページをご覧ください。

いただいたご意見については、原文のとおり掲載しております。

連番1は、新型コロナウイルス等の感染症によって高齢者や障がい者が引きこもりがちになるため、見守りが重要であり、地域で福祉と関わる機会を設けるべきというご意見です。

市の考え方としては、計画案の46 ページ、「基本目標2 お互いの暮らしを支えあう地域づくり」、「基本施策5-① 地域における連携体制づくり」において、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、事業者などが連携を図りながら、互いに支えあう地域づくりを進めていくことを記載しており、高齢者や障がい者をはじめとして、様々な方が孤立することない地域づくりを目指すこととしています。

また、「基本施策6-① 担い手の掘り起こしの推進」に、住民参加による地域福祉を目指すために意識啓発等を継続して担い手の掘り起こしを進めることを記載しております。

区分は、Bの「案に意見の趣旨が既に盛り込まれているもの」としております。

連番2から4はお一人の方から各施策ごとに3件のご意見をいただいております。

連番2は、基本施策7について、地域のつながりが希薄化しているため、住民に身近な地域でのサロンや集いの場を増やすために情報の周知等に工夫が必要であるというご意見です。

市の考え方としては、計画案の50 ページに記載のとおり、地域のサロンや集いの場などの交流できる居場所の充実が、お互いに支えあう地域づくりにつながることから、地域の社会資源を活用して多様な居場所づくりを目指すこととしております。

区分は、Bの「案に意見の趣旨が既に盛り込まれているもの」としております。

連番3は、基本施策8について、認知症や障がいを抱えた人について理解を深める啓発活動として、学校での福祉体験活動を行ってほしいというご意見です。

市の考え方としては、計画案の50 ページ、「基本施策7-② 若年期からの福祉体験の促進」に、小中高生を含めた若年層への啓発や体験活動の促進について記載をしており、次世代の地域の担い手づくりを進めることを目指すこととしています。

区分は、Bの「案に意見の趣旨が既に盛り込まれているもの」としております。

連番4は、基本施策3について、自治会の登下校時の見守り等の協力者が減少しているため、元気な高齢者に役割を担ってもらってはどうかというご意見です。

市の考え方としては、計画案の44 ページ、「基本施策3-① 自治会による地域福祉活動の推進」及び47 ページ、「基本施策6-① 担い手の掘り起こしの推進」に、自治会活動の活性化支援と、住民参加による地域福祉の継続のために、すべての市民に対して啓発活動等を進め、担い手の掘り起こしに努めることを記載しております。

区分は、Bの「案に意見の趣旨が既に盛り込まれているもの」としております。

連番5は、自治会や町内の交流を盛んにするための取組として、自治会活動のアンケートの実施や、具体的な行事案を提示していただいたご意見になります。

市の考え方としては、自治会の加入率が低下するなど、地域のつながりが弱くなっていることが、福祉に限らない、市政全体にとっての大きな課題であると認識しておりますが、ご意見でいただいたような個別具体の活動等については、今回の地域福祉計画案

の中では、区分Eの「その他の意見」とさせていただきます。

連番6から8も、お一人の方から3件のご意見をいただいております。

連番6は、「第3章 計画の基本的な考え方」の前文部分に自治基本条例の基本理念である自治と協働を加えるべきというご意見になります。

市の考え方としては、自治基本条例及び第7次江別市総合計画を踏まえて、今回の第5期地域福祉計画を策定しており、基本理念の「みんなでつくる 支えあいのまち」及び各基本目標・基本施策には自治と協働の考え方を含んでいることから、区分Bの「案に意見の趣旨が既に盛り込まれているもの」としております。

連番7は、「基本施策6 担い手の人材育成」について、ボランティアだけでなく、市内に4つの大学があることを活かして、教育の場での人材育成と江別市での就職を促すこと。そのために、市内の福祉事業所等で働くことを希望する学生への奨学金制度を導入してはどうかというご意見でした。

市の考え方としては、50ページ、「基本施策7-③ 大学との連携の促進」に記載のとおり、市内の4つの大学には大学の知的資源を生かした地域課題の解決や学生の地域活動への参加など、大学と地域の連携を期待するところですが、人材育成という観点からいうと、各大学が特色を生かした教育により、様々な分野の人材育成を進めていることから、市として福祉分野に特化した人材の育成を求めることは考えておりません。

区分は、Eの「その他の意見」とさせていただきます。

連番8は、今回、地域福祉計画の策定をいただいている本審議会の委員の構成に関して、市民公募の委員の人数が少なく、福祉の受け手当事者の声が反映されていないというご意見になります。

市の考えとしましては、計画案の内容に対するご意見ではないことから、区分Eの「その他の意見」とさせていただきます。

なお、本審議会の委員につきましては、福祉に関わる当事者団体から推薦された方も多く含まれており、また、本計画の内部でも触れておりますが、地域福祉の方向性として、「受け手」と「支え手」という立場だけではなく、それぞれが地域の中で役割をもって「お互いに支えあう」ことを理念としているため、地域や福祉に関わる様々な立場の方から審議をできる体制で策定を進めてこられたと考えております。

意見の反映についてみ、自治基本条例や市民参加条例を踏まえ、市民アンケートだけでなく、本審議会・策定部会による審議、パブリックコメント等、複数の手法で市民意見を反映させております。

パブリックコメントの回答を反映させた計画案の説明については、以上となります。

藤田副会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

五十嵐委員

パブリックコメントに対する市の回答・考え方が少しかみ合っていないと感じます。

例えば、74ページの連番5番については、「施設や行政頼みだけではなく自治会や町内の交流を盛んにする。例えば自治会の活動アンケート等を募集する。」とか、その他

行事も列挙されている具体的な提案ですけれども、それに対して、市としては「自治会の加入率が低下するなど地域のつながりが弱くなっていることは、地域福祉に限らず市政全体にとって大きな課題であると認識しております」という考え方です。

このご意見に対してなぜこの回答になるのかなと思います。

まず、加入率の低下については、全くこのご意見をされた方は言及されておりません。

あと、73 ページの連番2番について「集える場所について通いの場所が 179 団体あって、通いの場が増加することと、情報の周知にも工夫が必要ではないか」というご提案に対して区分がBになっていて、「すでに盛り込まれている」というご回答だったのですが、「多様な居場所づくりに努めます」ということは確かに記載されておりますが、「情報の周知の仕方」についてもご提案されているので、どの様に情報周知していくかという工夫をさらに盛り込めないのかと感じました。

全体的に区分はBとEのみなので、今回計画に反映したり参考にする意見がなかったという市のお考えですけれども、割と全体的にとっても具体的で、建設的なご意見が多いと思っていて、しっかり施策に沿ってご意見いただいておりますし、特にこの計画からかけ離れたような内容ではなかったのもう少し寄り添ったご回答がなかったのかと感じました。

このパブリックコメントを寄せた市民の方々が、これで果たして納得されるのかなと、私だったら絶対納得できない内容だったので、少し冷たいなと感じました。

以上です。

元木管理課長

連番5番について、具体的な提案に対する市の答えがミスマッチであるというところではありますが、基本的に市の考え方というのが、計画に対する考え方になっているかどうかというところで記載しております。

資料の2ページ目をご覧くださいなのですが、江別市地域福祉計画は、それぞれの個別計画の包括的な計画になっている作りになっております。

このため、少々冷たい対応に感じられるかと思いますが、その具体的な内容をこの計画の中に載せるということが難しい計画の作りになっていて、個別具体的な内容は個別の計画に載せていくため、意見に対する回答がミスマッチに見えると解釈しております。

もう1つは73 ページの連番2番についてではありますが、基本施策の7-1で、通いの場を作るという部分の中に情報の発信などの記載を含んでいるというところです。

さらに言うと、41 ページの福祉サービスについての情報提供の充実という箇所が、はっきりと書いてないものの「情報の周知、工夫を必要とする」というご意見に対応していると考えております。

以上でございます。

五十嵐委員

おっしゃっていることはよくわかります。

ですが、例えば5番について、具体的なことはこの計画には盛り込めないということはもちろん承知しておりますが、この計画自体を展開するにあたって「案には反映して

ないが、参考等とするもの」のCの区分に当てはまらないのはなぜでしょうか。

参考にもならないようなご意見ということなののでしょうか。

元木管理課長

自治会などの活動を主に書かれており、地域福祉計画の中でその様な具体的な話の記載はできないためこのような書き方になっています。

区分Eというのは、全く参考にもならない意見ということではなく「意見としては取り入れるが、江別市地域福祉計画の中に反映するところからは外れています」という趣旨のもので、区分Dが「案に取り入れなかった、全く意見に反映してない」という趣旨になります。

区分Eの「その他の意見」というのは、それぞれの部局に伝えるような形になりますので、全く意見を聞いていないということではありません。

以上でございます。

五十嵐委員

わかりました。

藤田副会長

他に委員の方からご質問、ご意見ございますか。

忍委員

資料5の第5期江別市地域福祉計画の1ページです。

3行目の「重層的に組み合わせ、地域ぐるみの福祉」で、3段落4行目の「重層的支援体制整備事業が創設」、4段落1行目の「これらの状況を踏まえ」とありますが、あと34ページの「地域福祉の推進に係る課題」の「課題1 包括的な相談体制・支援体制の強化」の8行目で「多様な主体による連連携を強化し、包括的な相談・支援体制づくりに進めていきます。」

また、資料2の1ページの「基本施策1 関係機関による相談支援体制の充実」など、以上が第4章の施策の展開であり基本目標であり、基本施策であり、その結果が資料5の39ページの下図になると思うのですが、わかりにくいので説明していただきたいです。

説明の際には、江別市は今後、各相談事業所が具体的にどの様に有機的な連携を図っていくのか、伴走的支援をどう実施するのかを含めて説明していただきたいです。

あと、40ページの図は、厚生労働省ホームページ地域共生社会のポータルサイトからの引用であり、この図のタイトルは地域共生社会となっています。

研究していくとあるのは、地域共生社会の研究を指すと思いますが、以上を踏まえた上でとあるのは、重層的支援体制整備事業についての研究実施を指すと思いますが、移行準備支援事業も含めて9年間、重層的支援体制整備事業を実施するつもりがないのか、そのことに触れないで計画を進めていくつもりなのかお聞かせください。

そして、地域福祉計画の中に、重層的支援体制で…

藤田副会長

すみません忍委員、たくさん質問されていますが、分けて質問していただくことはできませんか。

忍委員

わかりました。

言いたいことは、例えば、祖父母が癌や認知症で介護が必要な場合で、また、父親も何かそのギャンブル狂いで精神的に問題がある。母親も、もしかしたら知的障害の疑いがある。子どもも不登校気味で、ヤングケアラーで、学習など自分の事がうまくできないなど、そういった家庭に対しての支援は 39 ページの図のどこが請負ってくれるのですか。保健センターで請負うということですか。

その説明をしていただきたいです。

藤田副会長

前段で何点かご質問があったようですが、今の最後のご質問でまとめて答えてよろしいですか。

忍委員

はい。よろしくお願いします。

元木管理課長

忍委員の「重層的支援体制整備事業についてどのように実施するか」というご質問について、39 ページをご覧くださいなのですが、この図も厚生労働省が出している図で、高齢者と障がい者、子どもそれぞれで共通するのが生活困窮という複合的な課題を抱えている人たちに対して伴走的な支援ということで支えていくというのが、今後の重層的な支援体制の整備事業ということになります。

最初にご説明した、資料の 1 の 3 ページ、新規事業の就労相談窓口の集約化事業というところをご覧ください。

はっきりと明記はしてありませんが、この新規事業が重層的な支援体制整備事業の移行準備事業の中の多機関連携というところになります。

市としては、この部分を進めて来年以降、庁内連携などを図り 2 年かけて重層的な支援体制の整備事業を進めていき、令和 9 年頃には、重層的な支援体制整備事業に移行できるよう頑張って進めていきたいと考えております。

その計画で予算もそのよう措置しているというところでございます。

忍委員

承知しました。ありがとうございます。

藤田副会長

他に委員の方からご質問、ご意見ございますか。

五十嵐委員

19 ページの地域福祉を支える基盤整備の状況について、以前、もし審議済みでしたら重複して申し訳ないのですが、第4期の地域福祉計画には、これらの基盤整備の状況について、多目的トイレやオストメイトつきトイレの設置状況の表や地図が載っていて、地図については地区ごとに詳しく載っていたのですが、今回は記載がありませんが、第5期にも掲載予定はあるのでしょうか。

もし、ないのだとしたら、カットされた理由を教えてくださいたく存じます。
よろしくお願いします。

磯野管理課主査

こちらの基盤整備の状況については、確かに第4期の計画では数ページに渡り、またA3の資料として地図や図表を載せていました。

理由としては、今回の計画を9年間の計画にしたということが1つあって、リアルタイムで変わる情報を計画策定時点のこの冊子に載せることにどれ程の効果があるのかということ。

その点を踏まえ、計画に乗せることはせずに、リアルタイムでわかるようにインターネット上で確認できるものを準備しております。

先ほどのトイレの話では、北海道で地域のトイレ、オストメイトトイレも含めた基盤整備の状況をまとめているリンク集のようなページを作っていたいので、市のホームページからもそちらのリンクに飛べるように準備しております。

ですので、計画に9年前の情報が載っていてもかえって混乱するのではないかというような判断もあり、今回の計画には掲載しないこととしました。

五十嵐委員

ありがとうございます。

藤田副会長

他に委員の方からご質問、ご意見ございますか。

(なしの声)

藤田副会長

以上で、報告事項及び審議事項は終了いたします。

それでは会長に進行をお戻しします。

工藤会長

「4 その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。

五十嵐委員

ご提案です。

この審議会に数年前から参加させていただいていて、色々と質問や要望、意見など述べさせていただいているのですが、職員の方々の人数が多いこともあって、皆さんの顔やお名前、部署などをなかなか把握しきれていないので、できれば質問にお答えいただく際に、担当部署名とお名前を、第1の発声のときだけでも結構ですので、述べていただいてからおっしゃっていただけるとありがたいなと思います。

事務局

(了)

工藤会長

次回からは、我々と事務局がもっと一体になった審議会になればいいなと私もそのように感じております。

時間がまだもう少しありますので一言だけ、私からも希望を申し述べておきたいと思います。

例えば、江別市の一般会計の予算は587億9,000万円。

このうちどの程度、社会福祉審議会の対象である子ども家庭部、健康福祉部の皆さんとの話し合いの対象になるのかなと思うところですが、予算規模から言えば圧倒的に大型事業や物価高による部分が大きいと思います。

一方、市長のお話では、小さい予算規模かもしれませんが子育てや教育、経済に力を入れていくということです。

従って、教育でも例外がありますけれども、例えば、小中学校ICT環境整備事業の5億8,818万円という大型予算もあります。

おそらく委員さんがもっと詰めていきたいと思っているのは、第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の中身や、江別市の地域福祉計画などの内容がどのように予算付けされて、どのように進められていくのか。

待機児童は江別市にいるのか、また、いつ解消されるのかなどというところかと思います。

また、市民の皆さんは私生活と直結している予算について、お聞きしたいところがあるだろうと思います。

これは、個々の子ども・子育て支援事業計画、あるいは江別市地域福祉計画などで煮詰まっていこうだろうと思います。

社会福祉審議会では、あくまで包括的な計画を審議する側面もございますので、お許しいただきたいと思います。

事務局から何かございますか。

四條健康福祉部次長

会長からお話のございました一般会計の予算規模が587億9,000万円についてです。

資料1の2ページ上段、「政策3、福祉・保健・医療」、この政策3に関わる予算額総額が右に記載されており、182億2,589万4,000円となっております。

もう1つ、4ページの「政策6、子育て・教育」に関わる予算規模としては、119億

8,798万2,000円となっております、合わせておよそ300億円です。

全体予算が約580億円ですので、相当部分が福祉・子育て・教育に充てられているということになっております。

これは、扶助費という福祉的な給付などのサービスを実施するために、ある意味固定的にかかってくる経費がございまして、高齢者の方が増えれば扶助費は増えます。

また、サービスが充実すれば扶助費は増えるということで、民生費が年々市の全体予算の中で大きな規模となっていく要因ともなっております。

資料にありますように、令和6年度比で、総額で福祉保健医療であれば11.6%の伸び、子育て教育であれば16.4%の伸びで増額といった状況になっておりますことをご説明いたします。

以上です。

工藤会長

他に何かございますか。

元木管理課長

次回の本審議会の開催時期は、現段階ではまだ決まっておりませんが、開催の予定があります時には、改めてご案内させていただきますので、その際にはよろしく願いいたします。

工藤会長

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。

ありがとうございました。